

大紙健発第 4 号

令和 6 年 2 月 2 0 日

事業主様

担当者様

大阪紙商健康保険組合

理事長 田中 敏夫

(公 印 省 略)

令和 6 年度の予算成立と事務取扱等について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和 6 年度の予算について、去る 2 月 19 日実施の第 136 回組合会で承認され、成立したことをお知らせいたします（詳細は「けんぽだより」春号に掲載します）。

さて、当組合の令和 5 年度の経常収支は、拠出金の一時的な減少により 157,252 千円の黒字決算と見込んでいます。

一方、足元では、インフルエンザ等コロナ以外の感染症拡大の影響もあり、医療費はコロナ禍前の水準を上回る状況が続いています。加えて、今後、「認知症等に対する高額な新薬の保険収載や診療報酬本体のプラス改定等による医療費の増加」及び「団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年以降の拠出金急増」が確実視されており、健康保険組合の財政悪化が懸念されています。

このような状況下ではありますが、当組合では、電子申請やマイナンバーの利活用等 ICT 化の推進による事務効率化・経費削減及び事業所担当者の事務負担軽減を図るとともに、保健事業や医療費適正化を中心に保険者機能を更に発揮するように努めてまいります。

なお、令和 6 年度の保険料率について、健康保険料率（100%）・介護保険料率（17.8%）共に据え置きます。

つきましては、予算成立を受け、別紙「令和 6 年度の手務取扱等について」及び「標準報酬・保険料月額表」をお送りしますので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

(別紙) 令和6年度の事務取扱等について

○健康保険料率（一般保険料率＋調整保険料率）（令和6年3月分から）

健康保険料率は100‰（事業主51‰、被保険者49‰）で据え置きます。

料率の内訳は以下のとおりです（任意継続被保険者は令和6年4月分から）。

一般保険料率	変更前	変更後
事業主	50.378 ‰	50.347 ‰
被保険者	48.402 ‰	48.373 ‰
計	98.780 ‰	98.720 ‰

調整保険料率	変更前	変更後
事業主	0.622 ‰	0.653 ‰
被保険者	0.598 ‰	0.627 ‰
計	1.220 ‰	1.280 ‰

※ 調整保険料とは、各健康保険組合間の共同事業に要する費用の為の保険料です。
健康保険組合連合会に財政調整事業拠出金として納めています。

○基本保険料率と特定保険料率

一般保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）の内訳は以下のとおりです。

基本保険料率	変更前	変更後
事業主	31.071 ‰	30.633 ‰
被保険者	29.852 ‰	29.432 ‰
計	60.923 ‰	60.065 ‰

特定保険料率	変更前	変更後
事業主	19.307 ‰	19.714 ‰
被保険者	18.550 ‰	18.941 ‰
計	37.857 ‰	38.655 ‰

（基本保険料率）加入者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料率

（特定保険料率）前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、主に高齢者への拠出金に
充てるための保険料率

○介護保険料率（令和6年3月分から）

介護保険料率は17.8‰（事業主8.9‰、被保険者8.9‰）で据え置きます（任意継続被保険者は令和6年4月分から）。

○令和6年度の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限

令和5年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均が、368,474円（令和4年：365,975円）となりましたので、健康保険法第47条の規定により、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、25等級の36万円となります。

○「被扶養者認定状況の確認」の実施時期・方法の変更

毎年実施している「被扶養者認定状況の確認」について、事務作業の効率化と事業所担当者の負担軽減を図るため、実施時期と方法を次のとおり変更します。

	変更前	変更後
実施時期	3月から4月にかけて	9月から10月にかけて
実施方法	対象となる被扶養者を有する被保険者へ調書を送付 ↓ 必要に応じて、書類等を添付して調書を提出	対象となる被扶養者のマイナンバーを用い、所得情報等を把握して一次審査を実施 ↓ 一次審査の結果、二次審査が必要と判断した方について、被保険者へ調書を送付 ↓ 必要に応じて、書類等を添付して調書を提出

○短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大（令和6年10月）

通常の労働者の「1週間の所定労働時間」及び「1月間の所定労働日数」が4分の3未満である短時間労働者（パート・アルバイト等）への健康保険・厚生年金保険の適用について、企業規模「101人以上」から「51人以上」に適用拡大されます。

○「資格情報・加入者情報のお知らせ」の送付（令和6年秋頃）

健康保険証の発行廃止（次項目参照）に伴い、被保険者及び被扶養者ご自身の被保険者資格等を容易に把握できるよう、氏名や記号番号等を記載した「資格情報」に加えて、当組合が把握しているマイナンバーの下4桁を含む「加入者情報」を記載したお知らせをお送りします（当該「お知らせ」では病院への受診はできません）。

○健康保険証の発行廃止（令和6年12月2日）

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降、新規発行及び再発行ができなくなります（令和6年12月1日以前に発行された健康保険証については、令和6年12月2日から1年間（令和7年12月1日まで）は従来通り使用できます）。なお、健康保険証の代替りとなる「資格確認書」について、マイナンバーカードを紛失した方等は申請により、また、マイナンバーカードを保有していない場合や、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない場合等、マイナ保険証の機能を有していない方には職権により発行します。